

○国立大学法人埼玉大学学則

〔平成16年4月1日〕
規則第1号

改正	平成16. 9. 30	16規則165	平成16. 11. 25	16規則182
	平成16. 12. 16	16規則191	平成17. 10. 27	17規則34
	平成18. 4. 1	18規則12	平成18. 6. 8	18規則109
	平成18. 11. 9	18規則133	平成18. 12. 21	18規則135
	平成19. 4. 1	19規則13	平成19. 10. 25	19規則78
	平成20. 1. 24	19規則87	平成20. 3. 1	19規則94
	平成20. 4. 1	20規則10	平成20. 6. 12	20規則49
	平成20. 7. 1	20規則63	平成20. 8. 7	20規則78
	平成20. 11. 13	20規則103	平成20. 12. 26	20規則113
	平成21. 2. 26	20規則126	平成21. 7. 23	21規則46
	平成22. 2. 18	21規則61	平成22. 3. 29	22規則14
	平成22. 10. 28	22規則50	平成23. 2. 24	22規則90
	平成24. 3. 29	23規則31	平成24. 5. 24	24規則1
	平成24. 10. 25	24規則39	平成26. 3. 20	25規則33
	平成26. 7. 24	26規則6	平成27. 2. 19	26規則39
	平成27. 3. 20	26規則76	平成27. 4. 23	27規則1
	平成27. 10. 22	27規則27	平成28. 2. 18	27規則49
	平成28. 3. 17	27規則65	平成30. 3. 15	29規則28
	令和2. 3. 27	元規則67	令和2. 11. 26	2規則22
	令和4. 3. 17	3規則39	令和5. 2. 16	4規則39
	令和5. 3. 16	4規則64	令和5. 6. 22	5規則6
	令和5. 11. 16	5規則33	令和5. 12. 14	5規則40
	令和6. 3. 28	5規則86	令和6. 5. 23	6規則2

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価（第1条・第2条）

第2節 構成（第3条－第13条の4）

第3節 学部の目的（第14条）

第4節 役員及び教職員等（第15条－第19条の3）

第5節 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、全学運営会議及び教授会（第20条－第25条）

第2章 学部通則

第1節 学年及び学期（第26条－第29条）

第2節 修業年限及び在学年限（第30条・第31条）

第3節 入学（第32条－第36条）

第4節 授業科目及び履修方法等（第37条－第46条）

第5節 卒業及び学位（第47条・第48条）

第6節 休学、留学、退学、転学、除籍、編入学、転学部及び再入学
（第49条－第55条）

第7節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生等
（第56条－第61条の2）

第8節 授業料等（第62条－第65条）

第9節 賞罰（第66条・第67条）

第10節 学生宿舎（第68条）

第11節 公開講座（第69条）

第3章 補則（第70条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価

(目的)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえ、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第2節 構成

(学部及び収容定員等)

第3条 本学に、教養学部、経済学部、教育学部、理学部及び工学部を置く。

- 2 学部の構成は、別表1のとおりとする。
- 3 学部の収容定員は、別表2のとおりとする。
- 4 学部の教育組織の編制に関する事項は、別に定める。

第4条 削除

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

- 3 前項に定めるもののほか、大学院に関する事項は、国立大学法人埼玉大学大学院学則に定める。

(教育機構)

第6条 本学に、教育についての企画・推進及び学生支援を行うための組織として、教育機構を置く。

- 2 教育機構に関する事項は、別に定める。

(研究機構)

第7条 本学に、研究についての企画・推進及び研究支援を行うための組織として、研究機構を置く。

2 研究機構に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、教育研究及び学習に必要な学術情報の提供を行うための組織として、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(情報メディア基盤センター)

第8条の2 本学に、全学的な情報基盤の整備・運用を行うための組織として、情報メディア基盤センターを置く。

2 情報メディア基盤センターに関する事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進センター)

第8条の3 本学に、全学的なダイバーシティ環境の整備等を行うための組織として、ダイバーシティ推進センターを置く。

2 ダイバーシティ推進センターに関する事項は、別に定める。

(国際本部)

第9条 本学に、国際化のための企画・推進を行う組織として、国際本部を置く。

2 国際本部に関する事項は、別に定める。

(学術院)

第10条 本学に、学術院を置く。

2 学術院に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育施設)

第11条 本学に、学部附属の教育施設として、次の施設を置く。

教育学部附属教育実践総合センター

教育学部附属特別支援教育臨床研究センター

教育学部附属こどもの育ち応援センター

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

(附属学校)

第12条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第13条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(事務室)

第13条の2 附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に事務室を置く。

2 事務室に関する事項は、別に定める。

第13条の3 本学に、監査室を置く。

2 監査室に関する事項は、別に定める。

(企画・執行等の組織)

第13条の4 本学に、本学の重要事項に関し、企画・立案、執行等を行う室その他必要な組織を置くことができる。

第3節 学部の目的

(学部の目的)

第14条 教養学部においては、人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との確に意思を疎通できる能力を培うことを通して、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。

2 経済学部においては、経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を教育研究上の目的とする。

3 教育学部においては、教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域の総合的な研究及び教育を通して広く教育の発展に寄与し、主体的で豊かな人間性を基底としつつ教職に必要な専門的な知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い教員の養成を教育研究上の目的とする。

4 理学部においては、数理、素粒子から物質、宇宙、生命まで、自然界のあらゆる現象について、その仕組みを理解し、原理・法則性の探求を目指す学問分野として、幅広い教養とともに専門性に根ざした理学の基礎を修得し、広い視野からものごとをとらえ、自ら課題を探求・発見・解決できる能力を備え、社会と時代とを支えリードできる創造性に富んだ人材の育成を教育研究上の目的とする。

5 工学部においては、持続可能社会の実現・革新的技術の創生への強い意欲、高い職業倫理観を有し、工学に関する基礎知識、専門分野に関する基礎・専門知識に加えて、人文・社会に係る基盤的素養、理工系全体を俯瞰する視点、地域から日本・世界に跨る多角的視点を備え、それらを総合して社会的課題を工学の立場から異分野協働で解決し社会実装できる実践力に富んだ技術系人材の育成を教育研究上の目的とする。

第4節 役員及び教職員等

(役員)

第15条 本学の役員として、次の者を置く。

学 長
理 事
監 事

(教職員)

第16条 本学の教職員として、次の者を置く。

教 授
准教授
講 師
助 教
教 頭
教 諭
養護教諭
事務職員
技術職員
その他の職員

(副学長)

第17条 本学に、副学長を置くことができる。

(学部長)

第18条 学部に、学部長を置く。

(副学部長)

第18条の2 学部に、副学部長を置くことができる。

(学科長)

第19条 学部の学科に、学科長を置くことができる。

(メジャー長)

第19条の2 学科のメジャーに、メジャー長を置くことができる。

(副校長等)

第19条の3 附属学校に副園長、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

第5節 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、全学運営会議及び教授会

(役員会)

第20条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会に関する事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第21条 学長候補者の選考及び学長の解任について審議するため、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関する事項は、別に定める。

(経営協議会)

第22条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第23条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する事項は、別に定める。

(全学運営会議)

第24条 大学・学部の計画及び運営に関する事項を協議するため、全学運営会議を置く。

2 全学運営会議に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第25条 各学部に、学部の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年及び学期

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を4学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は別に定める。

(年間の授業期間)

第28条 年間の授業期間は、原則として、35週とする。

(休業日)

第29条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 本学創立記念日 11月3日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。
- 4 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し又は臨時に休業することがある。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第30条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第31条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、経済学部夜間主コースにおける在学年限は、10年とする。

第3節 入学

(入学期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第33条 入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と

同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第34条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出するものとする。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

(入学志願者の選考)

第35条 学長は、入学志願者について、選考の上、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第36条 合格者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出するものとする。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出ようとする者は、別に定めるところにより、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第36条の2 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

第4節 授業科目及び履修方法等

(教育プログラム及び授業科目)

第37条 本学に、各学部が定める「学士課程教育プログラム」を開設する。

2 前項に定めるもののほか、全学共通のプログラムとして「特別教育プログラム」を開設する。

3 前2項に定めるプログラムを構成する授業科目は、教養・スキル・リテラシー科目、初年次科目及び専門科目に区分し、各学部及び教育機構（以下「学部等」という。）が自ら開設する。

4 前項に規定する授業科目の履修方法は、学部等の定めるところによる。

(授業の方法等)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 卒業の要件として学部の定める単位のうち、第2項により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の修得)

第 39 条 授業科目の単位の修得については、学部等の定めるところによる。

2 授業科目を履修した場合は、その成績を審査し、合格した者に対しては、所定の単位を与える。

3 成績の審査、合格の基準、単位の算定等については、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 40 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 41 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学(外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、履修の取扱いに関する事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 42 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項に定めるもののほか、学修の取扱いに関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位及び第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、単位等の認定の取扱いに関する事項は、別に定める。

(本学以外の既修得単位等の認定の限度)

第 44 条 第41条、第42条並びに前条第1項及び第2項により修得したものとみな

し、又は与えることができる単位数は、第53条及び第55条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第45条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として一定の単位（学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有した後、修得したものに限り。）を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学部の長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第31条に定める在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第46条 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 学部において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、各学部の定めるところによる。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第47条 学長は、第30条に規定する修業年限以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を修得した者には、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(早期卒業)

第47条の2 学長は、本学に3年以上在学（学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者には、第30条及び前条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第48条 前2条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 その他学位に関する事項は、国立大学法人埼玉大学学位規則の定めるところによる。

第6節 休学、留学、退学、転学、除籍、編入学、転学部及び再入学

(休学)

第49条 病気その他の事由で引続き3月以上修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、引続き1年以内に限り、休学することができる。なお、休学の通算期間は3年までとする。

3 休学の期間内においてその事由が止んだときは、学長に休学の解除を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学年数に通算しない。

5 前各項に定めるもののほか、休学の取扱いに関する事項は、別に定める。

(留学)

第50条 外国の大学に留学を志望する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、在学年数に通算する。

(退学及び転学)

第51条 退学又は他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 その他退学及び転学の取扱いに関する事項は、別に定める。

(除籍)

第52条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 死亡した者又は行方不明の者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(4) 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除を許可された者であって、納付すべき入学料を指定の日までに納付しなかった者

(5) 入学料の徴収猶予を申請した者であって、指定された日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

2 その他除籍の取扱いに関する事項は、別に定める。

(編入学)

第53条 次の各号の一に該当する者で、編入学を願い出た者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (2) 大学を卒業した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 旧制高等学校、旧制専門学校又は旧制教員養成学校を卒業した者
- (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
- (9) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

2 他の大学に在学する者で、本学に編入学を願い出る者はその大学の許可を要する。

3 前2項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関する事項は、別に定める。

（転学部及び転学科等）

第54条 本学の学生で、他の学部又は学科等に転学部又は転学科等を志願する者があるときは、選考の上これを許可することがある。

2 前項の規定により、転学部又は転学科等を志願しようとするときは、現に在籍する学部の長の許可を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、転学部又は転学科等の取扱いに関する事項は、別に定める。

（再入学）

第55条 退学し、又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学の取扱いに関する事項は、別に定める。

第7節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第56条 本学における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（特別科目等履修学生）

第57条 他の大学及び外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願

する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別科目等履修学生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修学生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第58条 本学において専門事項の研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で学生、科目等履修生又は研究生等（以下「外国人留学生」という。）を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前項の学生は、定員外とする。

3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生、研究生及び特別科目等履修学生の授業料等の額)

第60条 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別科目等履修学生の授業料の額は、別に定める。

2 前項の授業料等の納付については、別に定める。

第61条 科目等履修生、研究生及び外国人留学生には、特に定めるもののほか、本学の学生に関する規定を準用する。

(特別の課程)

第61条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学は、本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

3 特別の課程に関する事項は、別に定める。

第8節 授業料等

(授業料の納付)

第62条 授業料は、毎年、前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に分け、前期にあつては4月1日から5月31日までの間、後期にあつては10月1日から11月30日までの間に納付しなければならない。ただし、学生の申出により前期の授業料を納付するときに後期の授業料を併せて納付できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期の授業料については、入学を許可される者の申出により入学を許可されるときに納付できるものとする。

第63条 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。ただし、次に掲げる場合は、検定料、入学料及び授業料の還付を行う。

- (1) 第34条の規定により検定料を納付し、本学が行う入学試験（出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合に限る。）の第1段階目の選抜において不合格になった者が、第2段階目の選抜に係る額の返還を申し出たときは、これを還付する。
- (2) 第34条の規定により検定料を納付し、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格であることが判明した者が、検定料の返還を申し出たときは、納付された検定料のうち第2段階目の選抜に係る額と同額を還付する。
- (3) 第34条の規定により検定料を納付した際、志願者が風水害等特別な事情により検定料の免除を願い出、後日罹災証明書を提出した場合は、検定料相当額を還付することがある。検定料還付については別に定める。
- (4) 第36条の規定により入学料を納付した者が、入学料の全額又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
- (5) 前条の規定により授業料を納付した者が、授業料の全額又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
- (6) 前条第1項の規定により授業料を納付した者が、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに休学を申し出、学長の許可を受けた場合には、納付した者の申出により当該許可を受けた休学期間の授業料相当額を還付する。
- (7) 前条第1項ただし書の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合（前号で定める場合を除く。）には、納付した者の申出により後期分授業料を還付する。
- (8) 前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

（授業料等の額）

第64条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

（免除及び徴収猶予）

第65条 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び風水害等特別な事情により、入学料の納付が困難な者に対しては、入学料の全額又は一部を免除し、若しくは徴収を猶予することがある。

2 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められ

る者及び風水害等特別の事情により、授業料の納付が困難な者に対しては、各期ごとに授業料の全額又は一部を免除し、若しくは徴収を猶予することがある。

3 前項に定めるもののほか、学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、授業料を免除することがある。

4 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関する事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第66条 学生で学術、技芸その他において特に卓越した業績をあげた者がいるときは、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第67条 学生で本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

第10節 学生宿舎

(学生宿舎)

第68条 本学に、学生のために学生宿舎を設ける。

2 学生宿舎に関する事項は、別に定める。

第11節 公開講座

(公開講座)

第69条 本学は、広く社会に対し学習の機会を提供するとともに、地域における生涯学習の振興に資するため、公開講座を開設する。

第3章 補則

(委任規定)

第70条 この学則に定めるもののほか、本学の組織、管理及び運営の細目その他に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、国立大学法人埼玉大学成立前の埼玉大学は、国立大学法人埼玉大学が設置した国立大学となるものとする。

3 次の学科及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成16年度は、次表のとおりとする。

学 部	学 科 又 は 課 程	平成16年度収容定員
-----	-------------	------------

工 学 部	建 設 工 学 科	3 3 0
	計	1, 7 7 0
合 計		6, 5 8 0

附 則（平成16. 9. 30 16規則165）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16. 11. 25 16規則182）

この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成16. 12. 16 16規則191）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 10. 27 17規則34）

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則12）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 教育学部生涯学習課程及び人間発達科学課程は、改正後の学則第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該課程に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 次の学科又は課程及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年度、平成19年度及び平成20年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	1, 688	1, 736	1, 784
	生涯学習課程	130	90	45
	人間発達科学課程	90	60	30
	養護教諭養成課程	22	44	71
	計	1, 930	1, 930	1, 930
合 計		6, 570	6, 570	6, 570

附 則（平成18. 6. 8 18規則109）

この学則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18. 11. 9 18規則133）

この学則は、平成18年11月9日から施行する。

附 則（平成18. 12. 21 18規則135）

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則13）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19.10.25 19規則78）

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20. 1.24 19規則87）

この学則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則94）

この学則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則10）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第3条第3項の別表2に定める収容定員は、工学部にあつては、平成20年度、平成21年度及び平成22年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
工 学 部	機 械 工 学 科	395	390	385
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 科	317	314	311
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	237	234	231
	応 用 化 学 科	273	266	259
	機 能 材 料 工 学 科	198	196	194
	建 設 工 学 科	315	310	305
	環 境 共 生 学 科	25	50	75
	計	1,760	1,760	1,760
合	計	6,570	6,570	6,570

附 則（平成20. 6.12 20規則49）

この学則は、平成20年6月12日から施行する。

附 則（平成20. 7. 1 20規則63）

この学則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、改正規定中国際開発教育研究センター及び共生社会教育研究センターに係る部分は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則78）

この学則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.11.13 20規則103）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成20.12.26 20規則113）

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則126）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則（第7条の改正規定を除く。）施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21. 7.23 21規則46）

この学則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成22. 2.18 21規則61）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則14）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.28 22規則50）

この規則は、平成22年10月28日から施行する。

附 則（平成23. 2.24 22規則90）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24. 3.29 23規則31）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 5.24 24規則1）

この学則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則（平成24.10.25 24規則39）

この学則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成26. 3.20 25規則33）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 国立大学法人埼玉大学テーマ教育プログラム履修細則（平成16年規則第194号）は廃止する。

附 則（平成26. 7.24 26規則6）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の学則による。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成27. 2. 19 26規則39）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則76）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 経済学部経済学科、経営学科及び社会環境設計学科は、改正後の学則第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 次の学科又は課程及び学部計並びに全学部合計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年度、平成28年度及び平成29年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育学部	学校教育教員養成課程	1,784	1,736	1,688
	養護教諭養成課程	96	94	92
	計	1,880	1,830	1,780
経済学部	経 済 学 科			
	昼間コース	588	768	954
	夜間主コース	75	70	65
	経 営 学 科			
	昼間コース	308	208	104
	夜間主コース	60	40	20
	社 会 環 境 設 計 学 科			
	昼間コース	244	164	82
	夜間主コース	30	20	10
計	1,305	1,270	1,235	
合 計		6,485	6,400	6,315

附 則（平成27. 4. 23 27規則1）

この学則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27.10.22 27規則27）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 2. 18 27規則49）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 17 27規則65）

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第3条第3項の別表2に定める収容定員は、教育学部養護教諭養成課程にあつては、平成28年度及び平成29年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員	
		平成28年度	平成29年度
教育学部	養護教諭養成課程	89	82
	計	1,825	1,770
合	計	6,395	6,305

附 則（平成30. 3.15 29規則28）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 工学部機械工学科、電気電子システム工学科、情報システム工学科、応用化学科、機能材料工学科、建設工学科及び環境共生学科は、改正後の学則第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 次の学科又は課程及び学部計の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成30年度、平成31年度及び平成32年度は、次表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
教育学部	学校教育教員養成課程	1,590	1,540	1,490
	養護教諭養成課程	80	80	80
	計	1,670	1,620	1,570
工学部	機械工学・システムデザイン学科	110	220	330
	電気電子物理工学科	110	220	330
	情報工学科	80	160	240
	応用化学科	90	180	270
	環境社会デザイン学科	100	200	300
	機械工学科	285	190	95
	電気電子システム工学科	231	154	77
	情報システム工学科	171	114	57
	応用化学科	189	126	63
	機能材料工学科	144	96	48
	建設工学科	225	150	75
	環境共生学科	75	50	25

	計	1,810	1,860	1,910
合	計	6,220	6,220	6,220

附 則（令和 2. 3.27 元規則67）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2.11.26 2 規則22）

この学則は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4. 3.17 3 規則39）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 2.16 4 規則39）

1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度入学者から適用する。

ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の学則による。

2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5. 3.16 4 規則64）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 6.22 5 規則6）

この学則は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（令和 5.11.16 5 規則33）

この学則は、令和 5 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（令和 5.12.14 5 規則40）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6. 3.28 5 規則86）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6. 5.23 6 規則2）

この学則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

学 部	学科又は課程	講 座 等
教養学部	教 養 学 科	国際関係論、国際開発論、社会学、ワールド科学、哲学、芸術論、歴史学、ヨーロッパ文化、アメリカ研究、日本文化、東アジア文化
経済学部	経 済 学 科	経済分析メジャー 国際ビジネスと社会発展メジャー 経営イノベーションメジャー 法と公共政策メジャー
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程	教育学、心理・教育実践学、言語文化、社会、自然科学、芸術、身体文化、生活創造、乳幼児教育、特別支援教育 学校保健学
理学部	数 学 科 物 理 学 科 基 礎 化 学 科 分 子 生 物 学 科 生 体 制 御 学 科	数理代数、大域幾何、数理解析 物性物理学、核物理学 合成化学、解析化学 生物分子、分子細胞 生体情報学、生体機能学、生体適応学
工学部	機械工学・システムデザイン学科 電気電子物理工学科 情報工学科 応用化学科 環境社会デザイン学科	

別表 2

学 部	学科又は課程	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
教 養 学 部	教 養 学 科	160人	30人	700人
	計	160	30	700
経 済 学 部	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	280	10	1,140
	夜 間 主 コ ー ス	15		60
	計	295	10	1,200
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	360		1,440
	養護教諭養成課程	20		80
	計	380		1,520
理 学 部	数 学 科	40		160
	物 理 学 科	40		160
	基 礎 化 学 科	50		200
	分 子 生 物 学 科	40		160
	生 体 制 御 学 科	40		160
	計	210		840
工 学 部	機械工学・システムデザイン学科	110		440
	電気電子物理工学科	110		440
	情 報 工 学 科	80		320
	応 用 化 学 科	90		360
	環境社会デザイン学科	100		400
	計	490		1,960
合	計	1,535	40	6,220